

川崎市立田島小学校 いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

教育基本法(H18) ・小学校学習指導要領 (R12 全面実施) ・第3次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画 (R8～R11) ・学校評価	学校教育目標 1【知・探求】よく学ぶ子……………地域のさまざまな人や出来事に目を向け、誰も取り残さずに、問いを深めながら学び続ける力 2【徳・協働】思いやりのある子…互いの違いを大切にし、多様な仲間と対話しながら、よりよい解決や新しいアイデアにつなげる力 3【体・自立】たくましい子……………自分の学びや行動をふり返り、「もっと成長したい」という思いを大切にし、自ら考えて行動できる力
---	--

学校経営方針 (1) 教職員が協力し合い専門性と指導力を高め、だれ一人取り残すことのない、創意と活力に満ちた特色ある学校づくり (2) 人権尊重の精神を基盤とし、子ども一人ひとりの向上心・能力・個性を大切に、よさが生かされる教育活動を充実 (3) 次年度の創立 150 周年、その先の未来を見据え、地域・家庭と連携を深め、広く開かれた信頼される学校づくり	「あいうえお」の学校 あ…あいさつをする学校 い…いいことがいっぱい学校 う…歌声が響く学校 え…笑顔があふれる学校 お…おそうじをしっかりと学校
---	--

中期学校経営目標(5年目標) → 学校経営の4つの評価領域

誰一人取り残さない教育	人権・多様性の尊重	地域共育の推進	主体的な学びの育成
・学級担任任せにしない支援体制 ・校内委員会・ケース会議が機能する学校 ・通常学級・支援学級の垣根を超えた連携	・「問題行動への対応」から「良さを伸ばす文化」へ ・いじめ・差別を未然に防ぐ風土 ・子ども自身が自己肯定感を持てる学校	・行事や情報発信が「協力依頼」から「協働」へ ・学校の教育活動が見える。分かるへ ・150周年を通過点とした持続可能な連携	「教えられる学習」から「自ら学ぶ学習」へ ・振り返り・目標設定の日常化 ・学ぶ力と人としての成長の両輪を育てる

短期学校経営目標(今年度の重点目標)

1.教職員の協働による、だれ一人取り残さない教育の推進(包摂的な学校づくり)	2. 人権尊重のもと、子どものよさを生かす教育の充実(多様性・個の尊重)	3. 地域・家庭と連携した、信頼される学校づくり (150周年とその先を見据えた学校づくり)	4. 主体的に学び、成長する子どもの育成(向上心を持ち、学びを調整)
--	--------------------------------------	--	------------------------------------

重点に係る具体的な取り組み

(1)教職員が連携した個別支援の充実 (2)校内でのケース共有と支援体制の強化 (3)学年・分掌を越えた協働的取組の推進	(1)人権尊重を基盤とした指導・支援の実践 (2)一人ひとりのよさを認める学級づくり (3)多様性を大切にする教育活動の充実	(1)地域・家庭と連携した教育活動の推進 (2)学校の取組や成果の情報発信の充実 (3)地域行事等を通じた相互理解の深化	(1)主体的に学ぶ授業づくりの実践 (2)振り返りを生かした学びの深化 (3)自ら考え行動する力を育てる指導
--	--	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー（8月より） スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……（児童指導部会）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……………（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営……………（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理……………（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携……………（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……………（児童指導部会）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………（支援教育コーディネーター）
- 1年……………（学年主任） 2年……………（学年主任）
- 3年……………（学年主任） 4年……………（学年主任）
- 5年……………（学年主任） 6年……………（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……………（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携……………（支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会・生活委員会との連携……………（児童会担当）
- ・PTA校外委員会との連携……………（教務）
- ・地域教育会議との連携……………（教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携……………（支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携……………（支援教育コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認、役割分担 ・各教科部会での年間の取り組みを確認 ・年間指導計画の見直し ・学校説明会 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・共生*共育プログラムの検討 (年間7時間実施)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・ケース会議 ・支援の必要な児童の確認 ・第1回 効果測定と検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・第1回学校生活アンケート及び結果を受けての対策会議 【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み ・教育相談週間の実施 ・道徳の授業の充実、各学年の状況・指導経過のより詳しい情報交換、ケース会議等
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・携帯電話・スマートフォン教室実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・教育相談週間 (各学年の個人面談と同期間) の実施 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取り組みの確認 ・第2回 学校生活アンケート及び結果を受けての対策会議
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・第2回 効果測定と検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・学校公開週間 (道徳の題材の選定、実施、公開)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・第3回 学校生活アンケート及び結果を受けての対策会議 ・いじめ防止標語の取り組み
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・第3回 効果測定と検討
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告 ・児童指導部会 (今後の方針について) 【学校体制振り返り月間】の取り組み ・今年度の諸対応の振り返り ・外部機関との連携の確認 ・中、幼保との引継 ・学校報告会 ・ユニバーサルデザイン等、学習の振り返り ・個別支援学習や教育相談の振り返りと引継
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況、指導経過の報告と引継 ・児童指導部会 (今後の方針について) ・新年度に向けての基本方針の検討と見直し

【令和8年度 田島小学校のいじめ防止にむけた取り組み】

- 「田島小学校 いじめ防止基本方針」を教職員で共通理解する。
- 教職員は児童に信頼され、児童が相談できると思う関係づくりに努力する。
- いじめの早期発見、早期対応についての研修を定期的実施する。
- 児童に関する情報交換を定期的におこない、児童の現状を皆で確認する。
- いじめと考えられる事案を発見した時は学年主任、支援教育CO、教務主任、管理職に必ず報告する。状況に応じてケース会議を開き対応を検討し実施する。
- 専科教員の指導、交換授業、合同授業などを実施し、特定の教員だけでなく複数の教員の目で子どもの状況をとらえるようにする。
- 学級担任は共生共育を年7回実施し、仲間とのかかわり方を児童とともに考える。
- 学校アンケート、効果測定を定期的実施し、学級や個々の児童の状態を把握する。
- 児童指導に関する情報はデータ化し、必要な時はいつでも参照できるようにする。
- 自主的な取り組みを通して、児童のいじめへの自浄力を育てていく。
 - ・「かかわり」を意識した全校集会等の取り組み
 - ・あいさつ運動での児童相互の心の交流
 - ・なかよしタイムでの交流学級における集会活動
 - ・いじめ防止標語やポスターの作成 等々
 - ・代表委員会との連携
- 保護者・地域と連携して児童を見守り育てていく。
 - ・地域の安全見守り活動
 - ・地域行事のパトロール
 - ・PTAの親子活動 等々